

# 春日部市地域包括支援センター運営業務委託 公募型プロポーザル応募要領

令和 8 年 10 月  
春日部市健康保険部介護保険課

## 1 趣旨・目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法第115条の46に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施し、地域包括ケアシステム推進の中核的な役割を担う機関として市町村が設置するものである。

春日部市においては平成18年度に国の目安として示された人口3万人程度を基に8生活圏域を設定し、各圏域に1箇所、合計8箇所のセンターを設置した。

業務については、公正・中立・適正な事業実施ができる厚生労働省令で定める法人へ委託している。

本プロポーザルは、下記圏域においてセンターの運営業務を受託する候補法人（以下「受託候補者」という。）を公募により募集し、公平・中立性を担保するとともに、高い技術力及び豊富な経験等を有する者を選定するために実施するものである（本要領を以下「公募要領」という）。

## 2 業務概要

### (1) センターの担当圏域

| 圏域     | 担当地区                                          | 高齢者人口及び高齢化率<br>(令和8年4月1日現在)  |
|--------|-----------------------------------------------|------------------------------|
| 第5生活圏域 | 緑町1～6丁目<br>南4～5丁目<br>備後東1～4丁目<br>一ノ割、一ノ割1～4丁目 | 65歳以上人口 8,170人<br>高齢化率 31.1% |

### (2) 業務日及び業務時間

#### ① 業務日

月曜日から金曜日とする。但し、祝日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から1月3日までを除く。

※ 受注者の勤務規定等により、上記以外の業務日を定めることは差し支えない。

#### ② 業務時間

原則午前8時から午後6時までの間の7時間45分

※ 7 時間 45 分の業務時間が確保されれば、受注者の勤務形態により変更可能。

### (3) 業務内容

介護保険法第 115 条の 46 及び介護保険法第 115 条の 22 の規定に基づき、次の業務を行う。

また、センターの運営に当たっては、**資料 1 「春日部市地域包括支援センター運営方針」**に則り、適正な業務運営を図ること。

#### ① 地域包括支援センター運営業務

ア 総合相談支援事業

イ 権利擁護事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

エ 地域包括支援ネットワーク構築事業

オ 第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

カ 指定介護予防支援事業

#### ② 認知症地域支援・ケア向上推進業務

#### ③ チームオレンジコーディネーター業務

#### ④ 第 2 層生活支援体制整備業務

#### ⑤ 地域ケア会議運営業務

#### ⑥ フレイル予防普及啓発業務

#### ⑦ その他市が必要と認める業務

業務の詳細については、**資料 2 「仕様書」**のとおり。

※ 介護保険法の改正や第 10 期介護保険事業計画との整合性等を踏まえ、今後、業務内容を協議する場合がある。

※ 指定介護予防支援事業を実施するに当たっては、介護保険法第 58 条第 1 項の指定を受けること。

### (4) 契約方法、委託期間及び履行期間

契約方法：選定された受託候補者との随意契約

委託期間：令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

履行期間：令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

※ 本業務は、業務継続による計画的な支援の実現を目的として、受託者の業務履行状況が良好な場合に限り、委託期間終了後も、年度ごとに随意契約により契約を行う可能性がある。

## (5) 人員体制

センター職員は次の①から③までの者を合計6人配置すること。

員数については、圏域内の65歳以上人口、総合相談件数、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に係るケアプラン作成件数等を勘案すること。

### ① 専門職種の配置

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年3月12日条例第7号）第3条に規定の次の者を常勤・専従により配置する。

ア 保健師又は保健師に準ずる者…1人以上

イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者…1人以上

ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者…1人以上

※ ア～ウの「準ずる者」については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日 厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）6 職員の配置等（1）センターの人員 に該当する者とする。

### ② 指定介護予防支援事業従事者の配置

介護支援専門員など在宅介護を熟知している者…1人以上（常勤換算）

※ ①の職員が②の業務を兼任することも可能である。

※ ②の従事者を専任で配置する（以下「専従プランナー」という。）場合は、当該専従プランナーに係る人件費については、法人が当該専従プランナーによる介護報酬から負担すること。

### ③ 事務職員等の配置

①及び②の要件が満たされている場合、事務職員または理学療法士を配置することも可能であること。但し、事務職員及び理学療法士は指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に係るケアプラン作成者にはなり得ないことに留意すること。

### ④ その他

- ・ 上記①の職員からセンター長を1人选任すること。
- ・ 職員が育休又は90日以上 of 病休を取得することにより、①の配置基準に満たない場合又は、センター業務の運営に支障を来す場合は、速やかに代替職員を補充すること。

## (6) 施設及び設備要件

センターの施設及び設備要件については、以下のとおりとすること。

### ① 施設要件

- ・ センターは第5生活圏域内に設置すること。
- ・ 事務所スペース及びプライバシーに考慮した相談スペースを確保すること。
- ・ 看板または案内板を設置すること。
- ・ 来訪者の駐車スペースを確保すること。
- ・ 施設は市の都市計画、建築基準法その他法令を遵守すること。

### ② 設備要件

- ・ 業務に必要な机及び椅子
- ・ 施錠可能な書類等保管庫
- ・ セキュリティ機能を有するパーソナルコンピューター
- ・ プリンター
- ・ 専用電話回線及びFAX
- ・ 専用電子メールアドレス
- ・ インターネット環境
- ・ ケアプランデータ連携システムに接続可能な介護保険システム

## (7) 運営財源

- ・ 運営財源については、(3)業務内容に係る市からの委託料による。
- ・ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）及び指定介護予防支援事業に係る介護報酬については年度末に委託料との精算を行うものとする。
- ・ 次の【運営財源の内訳】のうち、①に係る人件費は、法人が配置する専従プランナーを含まない。また、専従プランナーに係る介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費については法人の収入とする。
- ・ 専従プランナーを除くセンター職員の員数が6人に満たない場合は、不足する員数に応じて年度末に人件費相当分（5,500,000円）を日割精算するものとする。
- ・ センター職員の員数と委託料の関係については**資料3「職員配置と委託料」**のとおり。

【運営財源の内訳】

| 業務内容                | 金額           | 備考                                                                               |
|---------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 地域包括支援センター運営業務    | 35,700,000 円 | 人件費<br>1 人あたり 5,500,000 円×5 人分<br>管理費、その他事務費 4,200,000 円<br>センター開設経費 4,000,000 円 |
| ② 認知症地域支援・ケア向上推進業務  | 3,000,000 円  | 人件費<br>1 人あたり 5,500,000 円×1 人分<br>管理費、その他事務費 2,600,000 円                         |
| ③ チームオレンジコーディネーター業務 | 440,000 円    |                                                                                  |
| ④ 第2層生活支援体制整備業務     | 4,000,000 円  |                                                                                  |
| ⑤ 地域ケア会議運営業務        | 300,000 円    |                                                                                  |
| ⑥ フレイル予防普及啓発業務      | 360,000 円    |                                                                                  |
| 合 計                 | 43,800,000 円 | 上限額                                                                              |

※ 価格審査においては、①のうち、センター開設経費（4,000,000 円）のみを審査する。

【参考】第5生活圏域における令和7年度実績

介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント作成件数

合計 3,025 件（うち居宅介護支援事業所への委託件数 842 件）

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

単価（直接実施） 4,605 円（委託の場合は左記金額の1割）

初回加算 3,126 円（委託の場合は左記金額の1割）

委託連携加算 3,126 円

### 3 公募概要

#### (1) 公募スケジュール

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 公募要領の配布及び公募開始 | 10月1日（木）                    |
| 公募説明会参加申込締切   | 10月8日（木）午前9時（必着）            |
| 公募説明会         | 10月9日（金）<br>15：30～オンラインにて開催 |
| 質問書の締切        | 10月15日（木）午後5時（必着）           |
| 質問に対する回答期限    | 10月19日（月）電子メール              |
| 公募参加申込受付締切    | 10月21日（水）午後5時（必着）           |
| 応募書類等の提出期限    | 11月9日（月）午後5時（必着）            |
| ヒアリング審査参加決定通知 | 11月10日（火）電子メール              |
| ヒアリング審査       | 11月18日（水）・19日（木）            |
| 審査結果通知        | 12月上旬予定                     |

#### (2) 公募要領の配布

春日部市公式ホームページへ掲載（ダウンロード可能）

介護保険課窓口にて配布

#### (3) 公募資格

業務内容について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、下記の要件をいずれも満たしている法人とする。

- ① 公募説明会に参加していること。
- ② 福祉分野及び医療分野における事業において、違法行為等により指定の取り消し、指定効力の全部または一部停止の処分を過去5年以内に受けていない法人であること。
- ③ 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- ④ 公募参加申込受付締切日において、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに法人の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市町村民税その他法人に課税された各種税を滞納していないこと。
- ⑤ 介護保険法第115条の2第2項各号に該当しない法人であること。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。

- ⑦ 本市における入札参加の制限または指名停止を受けていない法人であること。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない法人(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない法人(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

#### (4) 応募申込の取消

応募した法人が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申込を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

- ① 本公募要領に違反した場合
- ② 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接に本市職員等と接触をもった場合
- ③ その他、以下に掲げる行為があった場合
  - ア 応募書類に虚偽があるとき
  - イ その他不正な行為があるとき
  - ウ 提出方法及び提出期限に適合しないとき
  - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき

#### (5) 公募説明会への参加

応募に当たっては、必ず事前に公募説明会に参加すること。

##### ① 公募説明会開催日時

令和8年10月9日(金) 午後3時30分から

##### ② 公募説明会開催場所

オンライン (Zoom) により開催

##### ③ 参加申込み方法

説明会への参加に当たっては、令和8年10月8日(木) 午前9時までに、後述の事務局宛てに電子メールにて【公募説明会参加申込書】(様式A)を提出すること。

※ 電子メールの件名を必ず「**包括公募説明会申込\_法人名**」とし、添付ファイルの名称の後ろに法人名を加えること。

※ 申込みのあった法人へ、事務局から Zoom ミーティングの情報を電子メールにて連絡する。

#### ④ 注意事項

説明会の参加に当たっては 1 法人 1 端末によるログインとする。また、ログイン時の名前を法人名にした上で入室すること。

法人名以外の名前で入室した場合は、入室を許可しない。

#### (6) 質問の受付及び回答

法人からの公募に関する質問を、電子メールにより受け付ける。

##### ① 受付期限：令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時まで〔必着〕

※ 締め切り以降の個別相談等は、公平性を期するため受け付けない。

##### ② 所定の【質問票】（様式 B）を必ず使用し、後述の事務局の電子メールまで送信すること。電話や F A X、窓口での質問は受け付けない。

※ 電子メールの件名は、「**包括公募質問\_法人名**」とし、添付ファイルの名称の後ろに法人名を加えること。

##### ③ 質問票を送信した際は、必ず電話で送信した旨を伝え、事務局に着信したことを確認すること。

##### ④ 受け付けた質問に対する回答は、全公募説明会参加法人に対し令和 8 年 10 月 19 日（月）までに電子メールで回答する。

##### ⑤ 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しない。

#### (7) 公募参加申込書の提出

応募に当たっては、必ず、**【公募参加申込書】（様式 C）**を、後述の事務局へ電子メールで提出すること。

※ 未提出の場合、応募を受け付けないので注意すること。

##### ① 提出期限：令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 5 時〔必着〕

##### ② 電子メールの件名は、「**包括公募参加申込\_法人名**」とし、添付ファイルの名称の後ろに法人名を加えること。

##### ③ 事務局が包括公募参加申込メールを受信した場合は、受信した旨を知らせるメールを返信する。翌閉庁日までに返信がない場合は、電話で事務局まで問い合わせること。

##### ④ 公募参加申込書の提出後に応募を辞退する場合は、**【応募辞退届】（様式 D）**を

速やかに電子メールにて提出すること。

## (8) 応募書類の提出方法

以下に定める方法により、応募書類一式を提出すること。

### ① 提出期限

令和8年11月9日（月） 午後5時（必着）

### ② 提出場所

春日部市健康保険部介護保険課地域支援担当

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

### ③ 提出方法

郵送または直接持参

※ 郵送する場合は、追跡可能な郵送方法とする。

※ 持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

### ④ 提出部数

正本1部、副本5部の合計6部

（副本については、各様式、各証明書等正本の写しで足りるものとする。）

### ⑤ 応募書類

別添「**応募申込提出書類一覧**」のとおり

### ⑥ 応募書類提出に当たっての留意事項

**ア** 提出書類は、A4判縦型ファイル（フラットファイル）に左綴じとし、書類毎に応募申込提出書類一覧のNo.のインデックスを添付する。その際、書類に直接添付するのではなく、書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを添付すること。ファイルの表面および背見出しに「法人名」を記載すること。

**イ** 提出種類の内容に不備が認められた場合は受理できない場合があるので、内容・必要部数等に十分注意の上、提出すること。

**ウ** 提出締め切り後における提出書類の変更および追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類を修正・追加する場合を除く。

**エ** 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、本市が必要と判断したものについては書類の内容を無償にて使用できるものとする。

**オ** 提出書類は、春日部市情報公開条例に基づき、公文書公開請求の対象となる場合がある。ただし、個人情報や法人の正当な利益を害すると認められる情報

については、非公開または部分公開とすることがある。

## 4 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定を行う。

本公募要領で定める応募資格を満たしている法人に対して、庁内の選考委員が評価項目に沿って、応募書類の審査、価格審査及びヒアリング審査を行い、受託者の選考を行う。

ヒアリング審査の実施方法や、選定に当たっての留意点は以下のとおりとする。

### (1) ヒアリング審査の実施方法

#### ① 参加資格法人

事務局において、応募書類に基づき、本公募要領で定める応募資格を満たしているかどうかを事前に確認し、応募資格を満たした法人へ【**ヒアリング審査参加決定通知**】を令和8年11月10日（火）中に電子メールにて通知する。

応募資格を満たしていない応募法人は、その時点で失格として処理し、ヒアリング審査を行わないものとする。

#### ② 出席者

1 応募法人 2 人以内とし、コンサルタント等、応募法人の職員でない者の参加は認めない。

#### ③ 内容

応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行い、ヒアリング審査を行う。

応募書類以外の説明資料の追加は認めない。

#### ④ 開催日時・場所

ヒアリング審査は、令和8年11月18日（水）及び19日（木）に開催する。具体的な開催時間・場所については、【**ヒアリング審査参加決定通知**】により電子メールにて応募法人へ通知する。なお、1 応募法人当たりのヒアリング審査時間は、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分の合計 30 分程度とする。

#### ⑤ 審査の視点

審査項目に基づき採点し総合的に評価する。法人の運営状況のほか、センター運営に対する取組意欲、積極性、本市の地域包括ケアシステム構築に資するものであるか等を審査する。審査項目については**資料4「審査項目」**のとおり。

### (2) 受託候補者の決定等

- ① 審査結果は書面にて 12 月上旬に応募法人宛てに郵送する。

審査結果については、春日部市情報公開条例第 10 条の規定に基づき、情報提供を希望する応募法人の評価点（各項目の評価点及び合計評価点）のみを開示するものとする。

- ② 応募がない場合又は受託法人が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- ③ 受託候補者が決定された後に辞退した場合は、次点の法人を繰り上げて決定する場合がある。
- ④ 選考結果に関する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

### (3) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、応募状況、選定した受託候補者名等を市公式ホームページで公表する（令和 9 年 1 月中を予定）。

なお、受託候補者以外の法人（次点を含む）については、応募法人を特定できる情報は公表しない。

## 5 契約の締結

受託候補者と選定されたことをもって、契約の締結が確定するわけではなく、契約金額及び仕様の協議により訂正等を行い仕様の確定をした後、同者と 1 者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容がすべて盛り込まれるわけではないことに留意すること。

## 6 事業開始まで

受託候補者は、令和 9 年 4 月 1 日から円滑に業務を開始できるよう、以下の(1)から(6)までの準備を行うこと。ただし、準備に要する全ての経費については受託候補者が負担するものとする。

- (1) 居宅介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の引継ぎ
- (2) 事業計画やマニュアルの策定、業務の引継ぎ、職員の配置準備等
- (3) 介護サービス事業者・医療機関、民生委員、地域関係者等への挨拶によるネットワークの引継ぎ等
- (4) 継続的に見守りを行っている高齢者の引継ぎ等
- (5) センター設置に係る施設・設備等の準備、個人情報保護規定の作成等の管理上の準

備

- (6) その他、業務の開始に当たって必要な事項

## 7 その他

- (1) 本公募に要する経費及び提出に関する経費は、すべて応募法人が負担するものとする。
- (2) 本市が必要と認めた場合を除き、センター業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (3) その他この要領に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。

<事務局（書類提出及び問合せ先）>

住 所：〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1（市役所本庁舎2階）

春日部市健康保険部介護保険課地域支援担当

担当：今井・篠原

電 話：048-736-1119（直通）

E-mail：kaigo@city.kasukabe.lg.jp